

令和6年度事業計画

1 基本方針

我が国の65歳以上の高齢者人口は3,623万人と、前年に比べ1万人の減少となり、1950年以降初めての減少となりました。一方、総人口に占める高齢者人口の割合は29.1%と過去最高となりました。また、75歳以上の人口は初めて2,000万人を超え、10人に1人が80歳以上となりました。日本の高齢者人口の割合は、世界最高（200の国・地域中）で、高齢就業者数は、19年連続で増加し912万人と過去最多となり、就業者総数に占める高齢就業者の割合も13.6%と過去最高となりました。

センターを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類へ移行し、人が集まるイベントや恒例行事等も通常開催されるようになり、ようやく日常が戻ってきました。しかし、物価高騰やインボイス制度、フリーランス新法の施行やシルバー人材センター事業のデジタル化、さらには事務所の移転計画などセンター運営に大きな影響を及ぼす恐れのある新たな課題が生じ、大きな転換期を迎えようとしております。そうした中、変化も成長の機会と捉え、スピード感を持った対応を心掛け、社会情勢を注視しながら適切な対応をまいります。

また、令和6年度は、「第4次中期計画」の初年度となり、「会員の拡大」「就業機会の拡大」「安全就業の推進と健康の確保」「財政基盤の強化」及び「事業運営基盤の強化」の5本の柱を重点テーマとし、目標達成に向けた取組みに努めます。

活力ある地域社会づくりに寄与する公益法人として、佐野市や関係機関と連携を図りながら会員・役員・職員が一体となり魅力あるセンターを目指し、地域社会の活性化に貢献できるよう事業を推進してまいります。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

佐野市内の60歳以上の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を迅速に提供します。

① 請負・委任

公共や民間から受注した業務をセンター会員に対し「請負・委任」契約により就業機会を提供します。

② 職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、求職者に対し雇用就業を紹介します。

③ 労働者派遣事業

連合会と労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望するセンター会員に対し派遣労働機会を提供します。

④ 指定管理事業

佐野市と「佐野市大橋シルバーワークプラザ」及び「佐野市大橋高齢者生きがい工房」の管理に関する基本協定を締結し、センター会員に対し「請負・委任」の就業形態により提供します。

(2) 就業機会確保事業

佐野市内の60歳以上の高齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するため次の事業を実施します。

① 普及啓発事業

センター事業の基本理念と仕組みを広く周知し、入会促進と就業機会の確保に努めるため次の取り組みを行います。

ア 女性会員の拡大を重点とした各種講習会等の開催を実施して入会促進に努めます。

イ 会員による会員紹介運動の周知方法の強化を図り、入会促進に努めます。

ウ センター事業普及月間（10月）に役員等による広報活動を実施します。

エ イベントへの参画による広報活動を実施します。

オ ホームページ等の充実を図り、センター事業の内容や活動状況の報告などの情報発信を通してセンターのイメージアップにつながるPRを図ります。

カ 趣味を生かしたサークル活動などの企画を行い、就業以外での生きがいづくりの場を提供し、魅力あるセンターづくりに努めます。

② 安全・適正就業推進事業

事故のない安全な就業の推進を図るとともに、法令を順守した適正就業の推進のため次の取り組みを行います。

ア 職員による就業現場の巡回を実施し、安全就業に対する意識強化に努めます。

イ 会員及びお客様に対し「適正就業ガイドライン」の理解と協力を求める啓発活動を積極的に行い、適正就業の徹底を図ります。

ウ 職群班会議を開催し、安全就業の意識の向上及び適正就業の推進に努めます。

エ 会員の健康確保のため、定期的な健康診断受診の促進活動に努めます。

③ 就業開拓推進事業

就業開拓委員会を中心に、就業の拡大に努めるため次の取り組みを行います。

ア 未就業会員の就業相談会等を開催し、ニーズに合わせた就業機会の確保に努めます。

イ 仕事情報の提供方法の効率化を図り、スピーディーなマッチングに努めます。

ウ 発注者からの依頼が多い職種や技能を必要とする分野の就業会員が不足しているため、技能講習会を開催し後継者の育成に努めます。

④ 指定管理事業

健康で働く能力や意欲のある高齢者の就業、研修、会議等に活用するシルバーワークプラザ等の効率的、効果的な管理運営に努めます。

⑤ 独自事業

既存事業の拡大及び新規独自事業の創出に努めます。

⑥ 社会参加活動

ボランティア活動を実施し、地域社会への貢献に努めます。

3 法人運営

(1) 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、「招集」「オンライン会議」「決議の省略」など効率的な方法により年6回程度開催します。

(2) 定時総会

事業報告及び決算など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、事業年度終了後3か月以内に開催します。

(3) 事務局体制の充実

組織体制の充実を図るため、職員の資質向上に努めます。

ア 組織人としての意識改革と業務に求められる知識、能力向上等人材育成を図るため、各種研修機会を確保し、職員のキャリアアップに努めます。

イ センターを取り巻く情勢の変化に対応するため、速やかに情報収集を行い、情報の共有を図りながら適切な対応に努めます。

ウ 理事会、部会、委員会等と連携を図り迅速かつ的確に執務ができるよう、事務局組織・事務分掌の見直しを随時行います。

エ デジタル化推進により、事務の効率化を図りコスト削減に努めます。

オ 公益法人として、会計基準に基づいた適正な会計処理の徹底に努めるため、職員の経理的基礎及び技術能力を向上に努めます。

《数値目標》

会員数 505人

	受託事業	派遣事業
受注件数	3,283件	97件
就業実人員	369人	123人
就業延人員	30,982人日	10,331人日
契約金額	202,000千円	60,600千円